

令和4年度

地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護 事業者集団指導

令和5年3月13日（月）午後2時

- (1) 令和5年度処遇改善加算等の届出について (P. 2)

- (2) 介護報酬改定に係る経過措置への取組について (P. 3)

- (3) 運営指導における指導内容について (P. 4)

- (4) 指定関係書類の様式について (P. 6)

- (5) 運営推進会議について (P. 6)

- (6) 地域密着型サービス事業所における市外利用者の受け入れについて
(P. 7)

- (7) 高齢者虐待への対応について【高齢者福祉課より】(P. 10)

1.介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・

介護職員等ベースアップ加算

令和5年3月1日付け介護保険最新情報にて介護保険最新情報が発信されました。介護保険最新情報 Vol.1132 にて、令和4年度分の改正を、介護保険最新情報 Vol.1133 にて、令和5年度分以降の取り扱いに関する情報が発信されています。厚生労働省 HP や佐倉市 HP にて確認いただきますようお願いいたします。なお、令和5年度計画書の様式は、佐倉市 HP に掲載いたしました。こちらをご使用ください。令和4年度分の実績報告の様式等は追って佐倉市 HP へ掲載いたします。

【令和4年度実績】 報告様式が変更されました。最新のものを使用してください。

最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに提出してください。

- 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算報告書⇒様式 3-1 および 3-2
- 介護職員等ベースアップ等支援加算⇒様式 3-1 および 3-3

【令和5年度計画】 報告様式が変更されました。最新のものを使用してください。

令和5年4月または5月に処遇改善等を取得しようとする場合は、令和5年4月17日（月）までに提出してください。それ以外の月は加算を取得する月の前々月の末日までに提出となります。

- 介護職員処遇改善加算⇒様式 2-1 および 2-2
- 介護職員等特定処遇改善加算⇒様式 2-1 および 2-3
- 介護職員等ベースアップ等支援加算⇒様式 2-1 および 2-4

2.介護報酬改定に係る経過措置への取組について

令和3年度介護報酬改定にて、以下の取組が義務付けられました。いずれも3年の経過措置（令和6年3月31日期限）が設けられています。各事業所においてそれぞれ検討いただき、余裕をもって実施していただきますようお願いいたします。

●感染症対策の強化

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を図る観点から、委員会の開催、指針の整備、研修・訓練を実施等が義務付けられました。

●業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合でも、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の作成、研修・訓練の実施等が義務付けられました。

●認知症介護基礎研修の受講の義務付け

介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護に直接関わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務付けられました。

●高齢者虐待防止の推進

利用者の権利の擁護、虐待防止の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会を開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることが義務付けられました。

3.運営指導における指導内容について

市では、地域密着型サービスの指定事業所に対して、指定有効期間内に一回以上の運営指導を実施するため、毎年いくつかの事業所を訪問します。

運営指導では、人員基準、職員の雇用の実態、運営規程や契約書等の内容、利用者が受けているサービスの内容等について、記録書類などをもとに確認していますので、日頃から書類の適切な保存に努めてください。

以下は、近年実施した運営指導の流れと指摘の事例です。なお、介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」）については運営指導を実施しておりませんが、指摘の事例については参考にしてください。

<運営指導の流れの例>

①指導予定日の 1 ヶ月程度前

指導を行う日程、対象施設、必要書類等について市から通知いたします。

事業所の皆様は、指導に係る事前提出書類や記録の整理を行ってください。

②指導予定日の1週間程度前

事業所より市に対し、事前提出書類（※）を提出していただきます。

※勤務形態一覧表・賃金台帳・運営規定・重要事項説明書・就業規則等

③指導当日

指導員が訪問しましたら、受検する部屋へ案内の後、指導を開始します。

基本的に、事前に提出のあったチェックシートの項目に沿って記録等を確認いたします。時間は 1 サービスあたり 1 時間程度を目安とし、最後に簡潔な講評をして、指導は終了となります。

④指導後

事業所に対し、指導の結果を通知します。その内容に沿って書類の修正や提出等対応をお願いいたします。

<運営指導での指摘事例>

●勤務体制一覧表（勤務実績表）

- ・人員が基準より不足している。
- ・届出が必要な人員変更があったが市への届出がされていない。

●従業員の雇用契約書

- ・非正規雇用から正規雇用になった職員の雇用契約書が更新されていない。
- ・勤務時間数から考えて、雇用保険に加入すべき人が加入していない。

●運営規程

- ・変更の届出が必要な事項について、変更届が提出されていない。
- ・通常の事業の実施地域の記載に不足がある。
- ・人員の記載に誤りがある。
- ・利用者等が確認できる位置に設置、掲載されていない。

●契約書や重要事項説明書

- ・職員体制の表記が正確でない。
- ・介護保険課と表記されるべき箇所が、高齢者福祉課のままである。
- ・令和 3 年度介護報酬改定後の加算の表記及び説明に誤りがある。

●事業所情報

- ・利用料金の案内が、1割負担の場合のみの記載となっている。
- ・HPや広告、チラシの情報が古いままとなっている。

4.指定関連書類について

令和5年度が指定更新年度にあたる各事業所のご担当者様へ、提出書類等のご準備をお早めにご準備いただけますようお願いいたします。

様式については、国の様式に従い随時更新をしています。市HPにてご案内しておりますので、必要書類を確認いただき、申請書類を提出願います。提出期限は、更新日前々月の末日となります。

5.運営推進会議について

運営推進会議は事業者が自ら設置し、利用者の家族や地域住民の代表者等に、提供しているサービス内容を明らかにすることでサービスの質を確保し、地域との連携を図ることを目的とします。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響で通常どおりの開催が難しいと判断した場合は、書面による開催として、資料を作成のうえ、運営推進会議の委員へ配布するようお願いいたします。作成した議事録は、資料として5年間保存してください。

●開催頻度の目安

<概ね 6 カ月に 1 回以上>

認知症対応型通所介護，地域密着型通所介護 ， 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

●構成員の例

- ①利用者または利用者家族
- ②地域住民の代表者

③市職員又は地域包括支援センター職員

④提供しているサービスに対して知見を有する者

の各分野から 1 名以上選出。

●議題の例

議題については一律の決まりはありませんが、下記のようなものがあげられますので参考としてください（すべてを議題とする必要はありません）。

- ・利用状況の報告（利用者数、介護度、イベントの開催、地域と交流等）
- ・事業所への要望・助言などの意見聴取
- ・職員研修の実施状況報告
- ・ヒヤリハットや事故等の報告と防止に向けた改善策
- ・運営上の課題
- ・利用者の健康管理に係る取り組み
- ・前回の運営推進会議で聴取した要望・助言への対応の報告

令和5年度分の、市、または地域包括支援センター職員出席の割り当てを作成するため、まもなくメールにて希望日の調査をご案内いたします。ご多忙のところ恐縮ですが、希望日の回答をお願いいたします。

6.地域密着型サービス事業所における市外利用者の受入れについて

地域密着型の事業所は基本市内の方のみ利用可能ですが、特別な事情があり市が同意した場合に限り、市外の方も利用が可能となる場合もあります。しかし、市での同意を得ないまま利用を開始してしまう事例や、住民票のある自治体を把握しないまま利用を開始し、請求時のエラーで市外の方と判明した事例もありますので、市外の方の受入れを検討する場合は、必ず自治体へ相談してください。

資料 地域密着型サービス事業所の区域外利用について

地域密着型サービスは、高齢者が可能な限り住み慣れた身近な地域において、きめ細かい介護サービスを受けながら生活を継続できるようにとの配慮から、平成 18 年 4 月に創設されました。

この地域密着型サービスでは、事業所指定の手続、被保険者が利用できる事業所の範囲等が従前からのサービスとは異なっており、次のとおり取扱うこととなっています。

地域密着型サービスの事業所指定等の考え方（原則）

○事業所の指定は、都道府県知事ではなく市町村長が行う。

（介護保険法第 42 条の 2 本文、第 54 条の 2 本文）

○市町村長は原則として、当該市町村の区域内に所在する地域密着型サービス事業所（以下「区域内事業所」という。）について指定を行う。

（介護保険法第 78 条の 2 第 1 項及び第 4 項第 4 号、第 115 条の 12 第 1 項及び第 2 項第 4 号）

○住所地特例の対象者について、施設所在市町村長の指定をうけた特定地域密着型サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス）を利用できる。

（介護保険法第 42 条の 2 本文、第 54 条の 2 本文）

区域外事業所に対する指定について

地域密着型サービスでは、市町村長は、原則として区域内事業所に対して指定を行うことになっていますが、市町村の区域外に所在する地域密着型サービス事業所（以下「区域外事業所」という。）についても、当該事業所の所在する区域の保険者（以下「所在地保険者」という。）の同意があれば、指定することができます。

当該同意に係る要件、手続等については、介護保険法では詳細な規定がありませんので、区域外事業所の指定（以下「区域外指定」という。）に係る同意依頼を行ったり、他市町村からの同意依頼に対して同意を行う（以下「同意等」という。）場合には、関係する保険者は、地域密着型サービスの趣旨を踏まえつつ、それぞれの地域性も加味してその可否を判断することになります。市町村間のやりとり等に時間を要するため（2、3週間程度）同意を得る場合は余裕をもっといただいています。

〈同意等を行ったケース〉

- ① 地域密着型通所介護創設前の平成 28 年 3 月 31 日時点で介護予防通所介護を利用していた方が平成 28 年 4 月以降、要支援から要介護になった場合（要支援者はみなし指定の対象にはならないため）※平成 28 年 4 月以降利用を開始した要支援者は適用外
- ② 地域密着型通所介護において、みなし指定の対象者の利用が継続している間に、事業所が指定更新になったケース（みなし指定の効力は指定更新後には及ばないため）
- ③ 地域密着型通所介護において、みなし指定の対象者の利用が継続している間に、事業所の運営法人が変わり、新たに指定することになったケース（みなし指定の効力は新事業所には及ばないため）

〈同意等を行ったことはないが検討を要するケース〉

- ① 家族、同居者による虐待等、やむを得ない理由により区域外利用を希望する場合。
- ② 居住地保険者の区域内において、希望する地域密着型サービスを提供する事業所がない場合、若しくは、当該サービスを提供する事業所の利用定員に空きがない場合。
⇒利用希望者が、地元利用可能な事業所がない場合に、区域外利用を求めることは理解しますが、一方で、各保険者は、自己の被保険者の地域密着型サービスの需要量を適切に見込み、それに応じたサービス基盤の整備、事業計画の策定を行うものであることから、こうした理由のみにより、安易に同意等が行われることはありません。
- ③ 交通事情等により、利用希望者が区域内事業所を利用することが著しく不便であり、一方で利用至便な区域外事業所がある場合。
⇒事業所への移動の利便性のみが判断基準となっており、画一的に運用すると地域密着型サービスの趣旨を損なう恐れもあるため、利用希望者の心身の状況（区域内事業所に通うための遠距離移動に耐え得るか…）等もあわせて判断する必要があります。
- ④ 統廃合に伴う他事業所への転所や業態転換後の事業所の継続利用等、やむを得ない理由により区域外利用を希望する場合。
⇒ 事業所の廃止等があった場合でも、同一市町村内に利用可能な他の地域密着型サービス事業所がある場合や他の代替サービスによる対応が可能な場合も考えられるので、そ

れらと“なじみ”の関係の継続を比較衡量する等、“なぜ当該区域外事業所でないといけないのか？”について十分に確認する必要があります。

他市から転入して佐倉市の地域密着型サービスを利用することについて

例えば、他市に住んでいた方が、佐倉市内のグループホーム等に住民票を移動して入居することは、地域密着型サービスの制度趣旨から外れていると言わざるを得ません。その分、佐倉市の被保険者が利用できる枠が減ってしまうことにもなりますので、事前に市に相談するなど、ご協力をお願いします。

ただし、他市に住んでいた親が、介護者である子の住む佐倉市に転入して、市内のグループホーム等に入居するようなケースは、住み慣れた地域でサービスを受けるという制度趣旨からは外れますが、現状では利用を制限することはしていません。

7.高年齢者虐待への対応について

高齢者福祉課より

説明資料 高齢者虐待の現状と従業者や事業所の責務について